

第 2 回

新時代の株主総会プロセスの在り方研究会 事務局説明資料

2019年9月30日（月） 10：00～12：00

経済産業省 第1特別会議室

本日議論いただきたい点について：
ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイドの個別論点

- 1．とりまとめ案論点整理とガイドの関係について
- 2-1．通信障害への対応の在り方について
- 2-2．代理出席の取扱いについて
- 2-3．出席と事前の議決権行使の効力の取扱いについて
- 2-4．質問や動議の具体的取扱いについて

1. とりまとめ案論点整理とガイドの関係について

- 本ガイドは、ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施を検討する企業に対し、現行法における対応の在り方を明らかにすることを目的にする。
- 勉強会とりまとめ案での論点整理（以下、「論点整理」とする。）をベースの考え方としつつ、意見募集を受けて追加で検討を行い、その結果を反映する。

◇目次案◇

1. 用語の定義等

2. はじめに

- (1) ガイドのスコップと目的
- (2) 法的・実務的論点整理の方向性
- (3) 類型整理、メリット・留意事項

基本的に論点整理と同じとしつつ、意見募集で寄せられたご意見を踏まえ、ハイブリッド型バーチャル株主総会を実施するか否かは会社が判断すべきことであり、本ガイドは必ずしも推奨するものではないことを改めて記載。

3. ハイブリッド参加型バーチャル株主総会

- (1) 運営上の工夫に係る論点
- (2) 実施方法の具体例

追加：論点整理に記載が無かった部分

4. ハイブリッド出席型バーチャル株主総会

- (1) 検討の視点
- (2) 前提となる環境整備
- (3) 法的・実務的論点

意見募集の結果を踏まえて検討する点※本日の議論部分

- ・通信障害への対応の在り方について
- ・代理出席の取扱いについて
- ・出席と事前の議決権行使の効力の取扱いについて
- ・質問や動議の具体的取扱いについて

1. とりまとめ案論点整理とガイドの関係について：記載方法

- 記載方法については、できる限り迷いが生じにくい表現で「どのような対応を取るべきか」という点を明示したうえで、その法的解釈を説明する構成としてはどうか。

◇論点ごとの記載方法（一例）◇

② 株主総会の出席と事前の議決権行使の効力の関係

■ 考え方

リアル株主総会の実務においては、受付を通過する際に、出席株主数のカウントを行い、議場における株主数・株式数を確認するのが一般的である。ここで、当該株主が事前に議決権を行使していた場合には、実務上は、この受付時の出席株主数のカウントをもってその効力が失われるものとされている。しかし、バーチャル出席における特徴を考慮すると、
.....
.....

当該実務の目的、必要性等

■ 具体的取扱い

株主意思をできる限り尊重し、無効票を減らすという観点から、以下のようないくつかの取扱いが考えられる。なお、これらの取扱いについては、事前に自社の方針を決定したうえで、あらかじめ招集通知等で株主に通知することが必要である。

具体的対応方法

○ 議決権行使時に出席の確認をする方法

審議に参加するための本人確認としてのログインを行うが、その時点では.....

法的解釈

<法的考え方>

法298条1項3号の書面投票又は同項4号の電子投票の制度は、「株主総会に出席しない株主」が書面または電磁的方法により議決権を行使することができるものとする制度であるところ、
.....

2-1. 通信障害への対応の在り方について：論点整理での書きぶり

- 論点整理では、通信障害について、必要な対応を怠った場合には決議取消事由に当たる可能性もあるとしつつ、個別事情に応じて、裁量棄却や、そもそも決議取消事由が存在しないと解される可能性について言及していたところ。

<論点整理での書きぶり>

(活用の前提となる環境整備)

44. バーチャル出席を認める場合には、株主がインターネット等の手段等を活用するため、サイバー攻撃や大規模障害等による会社側の通信手段の不具合(以下、「通信障害」という)により審議への参加や議決権行使ができなくなる事態が発生する可能性が考えられる。(なお、決議の瑕疵が問題になるのは、会社側の通信障害であり、株主側の通信障害が決議の瑕疵とはならないことは、いうまでもない。リアル株主総会において、交通機関の障害によって株主が総会会場に出席できなかったとしても、決議取消事由とはなりえないと考えられることと、同様に解することができる。)

45. したがって、会社は、会社側の通信障害を防止すべく、自ら又は第三者に委託して、セキュリティ対策やバックアップ等の手立てを講じる必要があると考えられる。会社がこのような手立てを講じないまま、会社側の通信障害が発生し、その結果、バーチャル出席株主が審議又は決議に参加できない事態が生じた場合には、法831条1項所定の決議取消事由に当たると判断される可能性も否定できない。もっとも、決議を取り消すべきかの最終的な判断に当たっては、様々な個別事情(通信障害の程度や、会社が事前に合理的な対策を講じていたかどうか、バーチャル出席には通信障害のリスクがあることが株主に通知されていたかなど)が考慮される結果、取消しの請求が裁量棄却(法831条2項)されることは十分考えられるし、法解釈しだいでは、そもそも決議取消事由自体が存在しないと解される可能性もあると考えられる。会社は、事前に合理的な対策をとることにより、決議取消しのリスクを相当程度に減じることが可能と考えられる。なお、通信障害の問題について法制度上の対応(立法論・解釈論)を考える上では、ドイツの株式法の規定にみられる考え方も参考になるであろう。

➤ 合理的な対策としては、例えば、サイバーセキュリティ対策を講じるとともに、バックアップを用意するほか、招集通知において、バーチャル出席の最中に通信障害が生じた場合のヘルプデスクの案内を記載するといった対策が考えられる

2-1. 通信障害への対応の在り方について：頂いたご意見

- 通信障害への対応については、意見募集においても、具体的対応の在り方や、取消事由に該当する／しない場合を明らかにすべきとの意見が複数寄せられた。

【意見募集でいただいたご意見：通信障害】

- ✓ 通信障害による審議・決議への参加中断は、会社が善意で重大な過失がないとき、または会社には正当な事由があるとき（セキュリティ対策の実施、バックアップ手段の確保等）は、当該株主総会の決議の効力に影響を及ぼさないものとする旨の規定を設けることが妥当。立法措置が講じられない場合には、このような場合については決議方法の著しい不公正または法令違反に該当しないと解すべきである。（税経システム研究所 商事法研究会）
- ✓ どのような通信障害が決議取消事由となるのかは、より具体的に議論のうえ、例えば決議取消となる障害の類型を限定列挙するといった方法により明確化すべきである。（全銀協）
- ✓ バーチャル出席を認めるためには、会社側が通信障害の起きないシステム環境を整備する必要があり、実際に通信障害が発生した際には、会社法第831条第1項に基づく株主総会決議の取消事由と判断されるおそれが生じる。どのような場合に取消事由とされるかの経験則が不足している中で、会社側は一定の投資を行って環境整備を行わざるを得ず、実施に踏み切るインセンティブが低い企業も少なくないとみられる。
「通信障害を防止すべく、自ら又は第三者に委託して、セキュリティ対策やバックアップ等の合理的な対策を講じる必要がある」と記載されているが、「合理的な対策」の程度を明らかにする必要がある。企業側では合理的な対策と考えていたとしても、それが不十分であるとされ、決議の取消しリスクが増加するのであれば、企業側としてはハイブリッド出席型バーチャル株主総会の導入に消極的にならざるを得ないと思われる。（経団連）
- ✓ 100%のサイバーセキュリティ対策というのは無いことから、具体的にどの程度のサイバーセキュリティ対策を取っていたかを以て、サイバーセキュリティ対策の観点で会社側に故意・過失(または重過失)がなかったとみなされるか、ということだが、その点も明確化してほしい。（個人投資家）

2-1. 通信障害への対応の在り方について：記載案

- 論点整理45パラの考え方を維持したうえで、決議取消しのリスクを減じるための具体的方法を明示してはどうか。

＜法的考え方＞

1. 会社側の通信障害によりバーチャル出席株主の多くが審議又は決議に参加できなかった場合であっても、例えば、会社は通信障害の防止のため合理的な対策を講じていた場合であって、かつ、バーチャル出席株主は審議に参加できなかっただけで決議には（その時点までに通信が回復したため）参加できたか、又は、バーチャル出席株主は決議にも参加できなかったが、そのような株主が議決権を行使したとしても決議の結果は変わらなかったといえる場合は、手続違反の瑕疵は重要でなく、かつ、決議に影響がないものとして、**取消しの請求は裁量棄却（法831条2項）される可能性が十分あると考えられる。**
2. また、会社が通信障害のリスクを事前に株主に告知しており、かつ、通信障害の防止のために合理的な対策をとっていた場合には、会社側の通信障害により株主が審議又は決議に参加できなかったとしても、決議取消事由には当たらない（法831条2項による裁量棄却を論じるまでもなく、そもそも同条1項に該当しない）と解する余地もある。

合理的対策を講じていれば、決議方法の法令違反とされる場合であっても、裁量棄却の可能性は十分あること。

リアル株主総会に出席することも選べる中で、リスクを通知し、合理的対策を講じていれば、そもそも決議方法の法令違反には当たらないとする可能性もあること。

■ 具体的取扱い

具体的には、会社は、次の対策を取ることが妥当と考えられる。

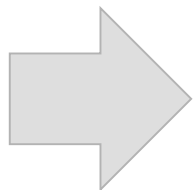
- 会社が経済合理的な範囲において導入可能なサイバーセキュリティ等の対策。
- 招集通知やログイン画面における、バーチャル出席を選択した場合における通信障害リスクの告知。
- アクセスするためのヘルプデスクの設置。

2-2. 議決権の代理行使（代理出席）の取扱いについて

- 論点整理では、バーチャル出席における代理の扱いについて言及していなかったが、意見募集において、非株主が決議に加わってしまう可能性が高まるため、定款による制限等の是非も論点になるのではないかと意見があった。
- この点については、リアル株主総会で行っている実務を確認しつつ、バーチャルでの対応の在り方について議論が必要。

【意見募集でいただいたご意見：代理出席】

- ✓ 非株主が決議に加わった場合、株主総会決議の取消事由に該当しうると解されており、リアル株主総会では株主の本人確認は慎重かつ正確に行う実務が確立されている。しかし、バーチャル出席株主については、追加的な確認が困難であり、リアル株主総会に比べて非株主が決議に加わってしまう可能性は高まりかねず、将来的な株主総会決議の取消事由の見直しが必要ではないか。また同様に、代理人を株主に限定する定款の定めがあるときには、株主でないものを代理人と認めるべき「特段の事情」の証明が困難であることから、「バーチャル出席者は他の株主の代理人となれない（委任状を受任できない）」とする定款の定めを有効にすることの是非も論点になり得るのではないか。（経団連）



- ✓ 現在、一般的にリアル株主総会で実施されている代理出席の取扱いを確認しつつ、具体的な懸念を踏まえた対応策を検討。

2-3. 出席と事前の議決権行使の効力の取扱いについて：論点整理での書きぶり

- 株主総会への出席と事前の議決権行使の効力の関係については、論点整理において、採決時において賛否の意思表示がされない場合、事前の議決権行使の効力を維持することとしてもよいとの考え方を示していたところ。

<論点整理での書きぶり>

(バーチャル出席株主の出席カウントについての具体的方法・事前の議決権行使の効力についての考え方)

55. 例えば、バーチャル出席株主数・株式数については、株主総会での決議における賛否の意思表示のタイミングにおいてカウントすることとし、当該出席株主が事前に議決権を行使していた場合には、上記カウントの時点ではじめてその効力が失われたものと解することなどが考えられる。このように解する場合には、**決議時に議決権行使による意思表示がされない場合には、事前の議決権行使の効力が維持されることになる。**

56. つまり、上記のような取扱いをする場合には、バーチャル出席株主の出席は、二段階で確認がなされることになる。第一段階は、ログイン等で審議に参加することで確認され、第二段階は、決議時の賛否の意思表示がなされることで確認される。

57. なお、このような取扱いをする場合には、招集通知等において、あらかじめこの取扱いをすることについて明示しておくことが必要と考えられる。

- 上記のような取扱いのほか、出席のカウント方法や事前の議決権行使の効力についての考え方はリアル株主総会と同様としつつ、予定が流動的なバーチャル出席株主のために、ログイン時に「ログインした場合、事前の議決権行使の効力は取り消されますがよろしいですか？」といった内容の確認画面を表示することや、ログイン時に当日行使としての議決権行使を要求するなど、各種技術的工夫を施すことも考えられる。
- その他、事前の議決権行使の効力が取り消されることを望まない株主のために、出席専用のログイン画面のほかに傍聴専用のログイン画面を設けるといった、「参加型」との組み合わせも、様々な工夫が考えられるであろう。

2019年5月22日「さらなる対話型株主総会プロセスに向けた中長期課題に関する勉強会とりまとめ（案）」P.21-P.22

2-3. 出席と事前の議決権行使の効力の取扱いについて：頂いたご意見

- この点について、議決権は不行使とする意思がある場合の取扱いや、個別採決の場合に、一部だけ賛否の判断があった場合の取扱いについて意見が寄せられた。
- これらについては、論点整理で示した考え方を前提として、会社を取りうる具体的取扱いのパターンをいくつか具体的に示したらどうか。

【意見募集でいただいたご意見：出席と事前の議決権行使の取扱いについて】

- ✓ バーチャル出席株主について、「決議時に議決権行使による意思表示がなされない場合には事前の議決権行使の効力が維持される」とすると、バーチャル出席株主は当日の審議の結果、「議決権は不行使とする」意思であるのか、「事前行使の内容を不変とする」意思であるのか判然としないとも考えられる。また、これらは実際の議決権行使状況と平行して管理することとなるため、これを実現するためには発行会社の株主総会当日の運営において負担の増加、あるいは一定程度のインフラの整備が必須となることが想定される。（金融機関）
- ✓ 事前に書面投票等を済ませた株主がバーチャル出席し、一部の議案に対してだけバーチャル出席の状態で議決権行使を行った後、その他の議案については議決権行使をせずにログアウトしたケースについては、事前にその取扱いが招集通知等において明示されているときは、ログアウト後の議案については会社提案に対する賛成票に加えることを認めても良いと考える。これに対し、採決の前までバーチャル出席していたものの、採決の前にログアウトしたケースについて、出席のカウントに係る二重計上を技術的に回避できるのであれば、事前の投票を有効なものとして参入するのが妥当なのではないか。（税経システム研究所 商事法研究会）

2-3. 出席と事前の議決権行使の効力の取扱いについて：その他

- 意見での指摘を踏まえ、例えば、具体策として、以下のようなことが検討できないか。

■ 具体的取扱い

株主意思をできる限り尊重し、無効票を減らすという観点から、以下のようないくつかの取扱いが考えられる。なお、これらの取扱いについては、事前に自社の方針を決定したうえで、あらかじめ招集通知等で株主に通知することが必要である。

◆ 議決権行使時に出席の確認をする方法

審議に参加するための本人確認としてのログインを行うが、その時点では事前の議決権行使の効力を取り消さずに維持し、当日の採決のタイミングで新たな議決権行使があった場合に限り、事前の議決権行使の効力を破棄する。その場合、ログインしたものの、採決に参加しなかった場合には、当然事前の議決権行使の効力が維持されることとなる。

◆ 参加型との併用

出席と事前の議決権行使の取扱いはリアル株主総会と同様にしつつ、ログイン時に「ログインした場合、事前の議決権行使の効力は取り消されますがよろしいですか？ログインして決議に参加しなかった場合、棄権として扱うことにります。」といったアラートを表示するとともに、事前の議決権行使を維持したい株主のために、「事前の議決権行使を有効とされる方はこちらからログイン下さい。」として、傍聴専用（参加型）のライブ配信等を別途準備する。

◆ みなし規定の活用

返送された議決権行使書面の賛否欄に記載がない場合には会社提案に賛成するとみなすのと同様、あらかじめ招集通知やログイン時の画面において通知したうえで、賛否の表明がなかった場合には、会社提案に賛成したとみなすこととする。

2-4. 質問や動議の具体的取扱いについて：論点整理での書きぶり

- バーチャル出席者の質問や動議の取扱いについて、論点整理においては、リアルでの出席と、インターネット等を通じた出席という、出席態様の違いから許容される取扱いの差異の程度について例示しつつ、質問権・動議権それ自体の制限については引き続き検討を要するとしていたところ。

<論点整理での書きぶり>

(バーチャル出席株主の質問や動議の取扱い)

64. 以上の点を踏まえると、バーチャル出席株主の質問や動議の取扱いについては、リアル株主総会での取扱いと差異を設けることはやむを得ないと考えられる。

- 例えば、バーチャル出席株主が質問や動議を提出する場合には、リアル株主総会での取扱いと同様に議長が取り上げてから質問等の内容の入力を促すと、その時点で総会運営が止まってしまうなど、著しい不合理が生じることも想定される。
- そこで、あらかじめ用意されたフォームに質問や動議の内容を書き込んだ上で会社に送信し、受け取った会社側は、内容を確認した上で、議長においてその場で真に回答・対応すべきものについてのみ回答・対応をするといった取扱いが考えられる。
- また、質問や動議を取り上げるための準備に必要な体制や時間的制約を考慮して、質問に文字数制限を課したり、送信期限をリアル株主総会の会場の質問打切りの時刻より一定程度早く設定したりするなど、リアル株主総会の場と、バーチャル出席株主の間での取扱いに合理的な差異を設けることは、リアル株主総会の場とバーチャル出席株主とを一つの会議体として運営するために必要なものであって、許容されうる議事運営と考えられる。

65. 特に、議長不信任動議や休憩を求める動議などの一部の手続的動議については、会社法に明文の根拠を有する株主の権利ではなく、会議体の一般原則より導かれるものである。そして、会議体の一般原則より導かれる動議の取扱いについては、構成員が物理的に一堂に会して開催される会議体を前提にこれまで積み重ねられてきた、「あるべき実務」が共有されており、リアル株主総会の場ではそれに基づいた取扱いがなされている。他方で、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会では、バーチャル出席株主は物理的に会場に在所しておらず、会場における緊張感を完全に共有することは困難である。そのような態様による出席も含む会議体に、これまで考えられてきた「あるべき実務」をそのまま当てはめ同じ取扱いをすることは必ずしも妥当でないと考えられ、これまでとは違う観点からの新たな取扱いが必要になるであろう。

- 例えば、バーチャル出席株主における質問や動議の取扱い方法については、招集通知に記載するなどによりあらかじめ株主に通知することや、後日、受け取った質問概要を公開するなどの工夫を行うことが考えられる。

2-4. 質問や動議の具体的取扱いについて：頂いたご意見①

- 意見募集においては、ハイブリッド型バーチャル株主総会を実施した際のバーチャル出席株主の質問や動議について、一切受け付けないことや、その他の許容され得る取扱いについて意見が寄せられた。

【意見募集でいただいたご意見：質問や動議の取扱い】

- ✓ リアル株主総会においても、会社によっては質疑応答を十分に行うことは困難なケースもある中、バーチャル出席株主の質問や動議については、数が膨大になり得ることや濫用のおそれが高いと行った事情を考慮し、リアルとバーチャルの取扱いの差異を法的に許容する必要がある。また、質問権・動議権自体を一切受け付けないとすることも考えられるのではないか。（経団連）
- ✓ バーチャル出席株主から提出された動議に対する会社としての対応については、株主の提案権の保障を測りつつ、株主総会の合理的で法的安定性を保った運営の確保の観点から、動議の受付時間・株主が提出できる動議の数の制限の可否・要否を含め検討が必要である。（税経システム研究所 商事法研究会）

2-4. 質問や動議の具体的取扱いについて：考え方（案）

- 質問や動議の取扱いについて、以下のような考え方を前提とすることはできるか。

考え方

- バーチャル出席は、出席の態様として会社法上保証された固有の権利ではなく、会社が、株主に対してリアル株主総会への出席に加え、議決権行使のための追加的便宜を図っているものと考えられる。
- 会社がハイブリッド出席型バーチャル株主総会を開催すると決定した場合には、少なくとも当日の決議に参加できる環境をバーチャル出席株主間に平等に準備することは必須と言える。
- それらを準備した上で、リアル出席株主とバーチャル出席株主との出席態様の違い等により、一体としての株主総会の運営に困難が生じると判断される場合には、**事前の通知を前提として、質問や動議をリアル出席に限る／一定の制限を設ける**ことは、バーチャル出席株主の権利を特段棄損していることには当たらず、許容されるのではないか。

2-4. 質問や動議の具体的取扱いについて：頂いたご意見②

- その他、質問動議については以下のようなご意見もいただいているところ。
- 前ページの法的整理をふまえつつ、ガイドには取扱い方法の具体例を載せたらいいのではないか。

<意見募集でいただいたご意見：質問や動議の取扱い>

- ✓ バーチャル出席株主による質問については、取締役の恣意的対応を避けるため、すべて受け付けた上でリアル出席株主に表示し、拒絶事由に該当するものを除いて基本的にすべて回答することが望ましいという考えがある一方で、議長からの指名により初めて質問を行えるリアル株主との取扱いが大きいことを踏まえ、バーチャル出席株主からの質問のうち無作為抽出したもののみについて、説明を行うこととする取扱いも考えられる。この取扱いを行う場合には、招集通知等にあらかじめ明示しておくことが必要であり、そのことを認める明文規定を会社法・会社法施行規則に設けるべきである。（税経システム研究所 商事法研究会）
- ✓ 動議については、バーチャル出席株主が提出した動議の内容が分かるように、会場のスクリーン等に内容を表示して、議長が拒絶事由（会社法304条）のないものを議場に諮ることとし、手続的動議については、その賛否を議場に諮るものとすべきという考え方もある。（税経システム研究所 商事法研究会）
- ✓ バーチャル出席株主の質問権や議案提出権の行使についても、十分に議論の上、ルール（無責任な発言を防止するための規範等）を明確化すべきである。（全銀協）
- ✓ リアル株主総会でも、動議を提出しながら決議前に退出する株主がいるような場合もあり、建設的な対話を志向するなら、質問や動議の提出に対する心理的ハードルは下げる必要がないと考える。（個人投資家）
- ✓ バーチャル出席株主に対する退場措置についても、株主の議決権行使の機会の確保の観点から同様の配慮が必要とならないかは、改めて検討の余地があるのではないか。（税経システム研究所 商事法研究会）

参考：株主総会への「出席」について

- ハイブリッド型バーチャル株主総会の開催は、会社法上想定されている「リアル出席」に加えて、「バーチャル出席」という手段を追加的に提供するもの。

株主総会への出席

書面（311条）または電磁的方法（312条）による議決権の行使

- 「総会前」の「議決権行使」
（出席した株主として議決権の数に参入する）

リアル出席

- 取締役等の説明義務（314条）
- 実質的動議（304条）
- 手続的動議

バーチャル出席

